

**厚木市地域福祉計画（第7期）、厚木市障がい者福祉計画（第8期）
及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の策定
に係る意見交換会について**

意見交換会の名称	厚木市地域福祉計画(第7期)、厚木市障がい者福祉計画(第8期)及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第10期)の策定に係る意見交換会	
開催日時	令和8年7月28日(火)午後7時から8時30分まで	
開催場所	厚木市役所第二庁舎16階 会議室 AB	
参加者数	12人	
担当課	地域包括ケア推進課、福祉総合支援課、生活福祉課、障がい福祉課、介護福祉課	
結果公開日	令和8年8月10日(月)	
会議の経過	1 開会 2 部長挨拶 3 3計画の概要説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	【障がい者福祉計画】 精神障がい者の数が増えていることから、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを作っていきたいと国や県の指針で示されていますが、計画にどのように反映していくのか。	【障がい福祉課】 精神障がい者に関しての地域包括ケアシステムについては、別に作るということではなく、精神障がいも含めて地域包括ケア社会であると認識しております。
2	【障がい者福祉計画】 医療費の問題について、精神障がい者の方の薬は副作用が強く、一般的な病気に罹患しやすい。予防のため、早めに受診するように呼びかけても、年金生活者は生活がギリギリであるため早期に受診せず、重症化してから受診するため、結果的に医療費が高くなる。早期に受診できる支援体制があればよい。	【障がい福祉課】 精神障がいの医療については、当事者団体からも様々なご意見をいただいております。通常医療の部分については、法定のサービスになっていないため、各市町村が対応している状況です。予算的な部分もありますのでどういった方向であれば支援ができるのか、課題として認識しておりますので、今後も検討してまいります。

3	【障がい者福祉計画】 居場所づくりについて、地域福祉計画と高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画には「居場所づくり」という項目が入っているが、障がい者福祉計画には入っていない。地域福祉計画に入っているので障がい者にも関連すると考えてよいか。	【障がい福祉課】 居場所づくりについて、居場所づくり・地域移行は大切な取組になりますので、障がい者福祉計画の施策の方向2「交流・ふれあいの推進」の地域交流等支援事業の活用促進の中に含めております。
4	【障がい者福祉計画】 障がい者の居住について、もう少し目を向けていただきたい。厚木市内の障がい者施設について動きがあると思うが、今後の支援、フォローアップに不安がある。	【障がい福祉課】 県立の障がい者施設については、民間移譲や指定管理等の動きがあり、市としても、県と連絡・調整をし、意見を求めたりしております。 これまで、ご家族の想いを聞く機会がありませんでしたので、ご本人、ご家族の想いを受け止め、市が施設に伝えていくことは非常に重要ですので、今後、機会を作らせていただければと考えております。
5	【障がい者福祉計画】 障がい者福祉計画の主な取組の「障がい者理解に関する出前講座の実施」と「障がいの理解を深めたり、障がいを身近に感じられるイベントの開催」と書いてあるが、どのようなことを考えているのか。	【障がい者福祉課】 出前講座については、市で様々な講座があり、要望をいただければ、様々な場所で講座を開催しています。団体に対する周知ができていないので、取り組んでまいります。 イベントについては、考え方を広げていくということで、最近では、SDGsのイベントで障がいに関するブースを設けております。今後、このような機会を増やしていこうと考えております。
6	【障がい者福祉計画】 「移動支援の提供体制の確保」と「日中一時支援」とあるが、この2つはすごく困っている状況である。次期計画ではどのようにやっていくと考えているのか。 日中一時支援がないと、学齢期の子どもは放課後等デイサービスに入りたくても、重度で必要な子ほど入れないという現状になっているので、ぜひ進めていただきたい。	【障がい者福祉課】 移動支援と日中一時支援については、まだまだ課題が多いと捉えています。単価を上げることはなかなか難しく、課題であると捉えていますので、計画を進める中で取り組んでまいります。

7	【障がい者福祉計画】 ユニバーサルデザインのバス待ち環境の推進はぜひ進めて欲しい。	【障がい福祉課】 関係する上位計画との整合を図りながら、ユニバーサルデザインを推進してまいります。
8	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 地域密着型のデイサービスで、光熱費の削減ということで、暖房をつけないケースが多々あった。病院等に併設されているデイサービスについては大きな目があるが、地域密着型デイサービスについては、もう少し行政が細かく目を向けていただかないと、いろいろと不備があるのではないかと感じる。	【介護福祉課】 地域密着型デイサービスの運営について、何かお気づきのことがあればこちらから調査をいたします。 また、日常生活の中でも何かありましたら、市に直接、ご連絡をいただければ対応させていただきます。
9	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 家族が介護老人保健施設に入所していたが、医療的ケアが必要となり、その施設では対応できなくなったことから、医療的ケアのできる介護施設を探すために、地域包括支援センターに相談した。地域包括支援センターでは市外の施設や不動産のカatalogを渡され、自分で探すように言われた。社会福祉協議会にも相談したが分からず、看護師から老人ホームの相談プラザを教えてもらった。 現在は、私立の病院に入院しながら、市外の療養センターと交渉している。空きが出るのを待っている。入院中の私立病院は、費用を払えば入院させてもらえるが、部屋の料金は上がっていく。 ホスピス系の有料老人ホームが多いが、入居の条件が限られているので、条件に当てはまらない病気の方や医療行為がある方の行き先が少ないのが、現状である。	【介護福祉課】 厚木市内には医療行為のできる高齢者施設がほぼないという状況です。計画の中で建設について位置づけられるかということ、場所、建設業者、サービス事業者のことがありますので、すぐに位置付けられるとお答えするのは難しいですが、ご意見は重く受け止めさせていただきます。
10	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 広報あつぎで、高齢者に対する記事が一つも見当たらない。高齢者に関する情報、何がどこにあるのかわからない。地域	【地域包括ケア推進課】 地域包括支援センターの対応につきましては、それぞれの状況に応じた対応をしていると思いますが、対応の仕方等、今

	包括支援センターでは一覧表をくれたが、困っている市民に対して、優しさや思いやりを持って対応していただきたい。高齢者は本当に困っている。どこへ行けばいいのか分からないこともある。厚木市民のため、高齢者のために、これからは気をつけてほしい。	後はあらゆる場面で指導・教育をしてまいります。 高齢者人口も増えておりますし、問題も複雑化しているということは認識しております。地域包括支援センターの機能については、今回の計画において充実していくことを重点取組の一つとして考えさせていただいております。 基幹型地域包括支援センターの設置を検討しており、計画にも掲載しております。相談体制の充実だけではなく、人材の育成や地域包括支援センターで対応できない課題について、伴走型支援ということで地域包括支援センターと一緒に考えていくことは本当に大事なことでと思っています。第10期計画に含めておりますので、検討してまいります。
11	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 主な取組の2つ目、「緊急時支援体制の充実」について、以前、新型コロナウイルスが流行したとき、介護者である息子夫婦が新型コロナウイルスに罹患したため、高齢の母の介護ができなくなったが、ショートステイやデイサービスに預けることができず困ったことがあった。家族が感染症に罹患した場合、預かってくれるようなところがないのか。親戚等が近くにいない場合、どうしているのか。	【地域包括ケア推進課】 新型コロナウイルス感染症のときは、県の保健所が対応しておりました。当初は少し混乱しており、預けられる施設がなかったというのが現状だったと思います。 その後は、施設と協定を結ぶという形で対応しておりました。 新たな感染症、2類のものが出来た際は、新型コロナウイルスのときの課題を克服していると思いますので、早めに協定を結ぶということができるのではないかと考えております。保健所と一緒に提供していきたいと思っています。
12	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 避難行動要支援者の個別計画について、個別計画書とは、要支援者を誰が、いつ、どのように避難援助するのかが書かれたものであるが、厚木市の場合は、「誰が」というが視点が抜け落ちている。令和3年に改正された災害対策基本法の中では、避難支援等実施者を2名書き	【介護福祉課】 個別計画書の避難支援者のについては、令和3年の改定以降同じような言い回しを使っています。ただ、意味合いとしては避難を支援していただく方と捉えています。最近では、安全な場所に移動させることだけが支援ではなく、対象者に避難指示が出ていることを伝えることや、地震と

	なさいというのが努力義務となっているが、厚木市ではその対応ができていない。避難行動要支援者制度をベースに地域の安全や防災に対する安全をやっていくというのはどうなのか。避難行動要支援者制度の名称の見直しも必要ではないかと思っている。次期計画ではどのように考えているか。	水害では変わりますが、地震の場合は安全確認の時にどのような状況か現地で確認していただける方など、支援の方法についても、携わる、見守るのも1つの支援の形として国も考えております。 名称についても見直しが必要だと考えております。
13	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 地域での主な協力者を支援実施者と捉えているというお話を伺った。そのような解釈がされるようになったのはここ2年ぐらいだと思うが、以前の個別計画書に対してもそのような考え方を適用しているという理解でよいのか。 情報は民生委員や自主防災隊に共有してほしい。協力することについては十分理解しているが、伝わってきていない。 現状は、支援を受ける方が自分たちだけで一生懸命考えて作り、実際は地域の協力者を書くことができないまま、個別意見書を作成している方がかなりいる。地域の方たちと共有して、計画書が作ればすごく良いことだと思う。 そのようは計画書が提出された時に、実施者がいないことを指導していただければいいが、支援者の名前がないままの個別計画書を簡単に受け取っている印象がある。 避難行動支援者制度そのものがしっかりと活躍できるものになっていないのではないのかなと思う。検討してほしい。	【介護福祉課】 5年程度経過した個別計画書については、再作成の依頼をしている状況です。現在、個別計画書を作成する際は、個別計画書を作成したからといって避難の優先度が早くなるわけではないことをお伝えしています。国でも熊本地震や能登地震の際に自分の身の安全を優先して、その後に支援に入るというのが大前提となっています。個別計画書を再作成する際はそういった文言も入れております。
14	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の「家族介護者支援の推進」について具体的に教えていただきたい。 家族会では初めて来られた方はどこに相談すればよいかわからないという方が	【地域包括ケア推進課】 認知症の方が地域で暮らし続けるためには家族の支援が重要であると感じております。どこに相談すればよいかがすぐわかるように地域包括支援センターの認知度を上げることを進めています。地域包

	結構いる。「家族介護者支援の推進」とは具体的に是怎么回事なのか。 初期の認知症の家族を抱えたとき、一番戸惑いや混乱があるので、認知症について理解をすることはすごく大事だと思っている。認知症サポーター養成事業でオレンジリングがあるが、介護家族ではなく、一般の方が対象であるので、介護家族で本当に困っている人が気軽に相談できる窓口があればよい。具体的な支援について教えてほしい。	包括支援センターがどのような相談に対応できるのか、診断時に、家族等が気づけるような場所にパンフレットを置くなど、具体的に検討してまいります。
15	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 ケアマネジャーをしているが、ケアマネも本人を見るだけではなく家族全体を見て、問題があったら専門家にお願いしてつなげるようにしている。専門家につなげるには、ケアマネ自身も知識を得ていないとたらいまわしにされることも結構ある。誰に相談してもできるだけ適切な回答をいただけるような体制にも協力していただければと思う。認知症の家族の会では、家族の方が1日でも長く在宅で一緒に生活していけるように、という気持ちでやっている。それが家族にとってもプラスになることだと思うし、介護保険サービスにとっても大事なことだと思い、頑張っている。スムーズに相談できる体制、達成された姿の理想に近づくようにお願いしたい。	【意見のみ】
16	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 「認知症本人の社会参加と発信支援の推進」とありますが、これは行政としてどのような考えを持っているか。	【地域包括ケア推進課】 認知症になっても一人一人が地域で役割や生きがいを持ちながら暮らし続けることが一番重要と考えております。次期計画では認知症本人が地域活動や交流の場に参加しやすい環境づくりをしていきたいと思っております。現行計画策定時には、認知症ご本人とご家族の方のニーズがきちんと把握できなかったということが課題でありましたので、今回はご本人の声

		や家族の声を聞く機会を作って、この計画に臨んでいきたいと考えております。 社会参加については様々な方法がありますが、厚生労働省でも、デイサービスを利用して外に出て、有償ボランティアをすることも認められているような時代になっております。市としてどういうことをやっていくことが大事なのか、本人たちのニーズは何なのかを捉えていきたいと考えております。
17	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 相談についてですが、どこに相談してよいかわからないので、後期高齢者の相談窓口を作ってほしいと思った。精神保健や認知症とありますが、後期高齢者医療に関する相談窓口を希望する。	【地域包括ケア推進課】 後期高齢者医療につきましては、本庁舎2階に高齢者担当の窓口がございますので、職員が対応させていただきます。 どの窓口でも相談先をご案内できる体制が必要だと思います。何かございましたら遠慮なさらずに代表番号でも結構ですので、ご連絡いただければと思います。
18	【地域福祉計画】 地域のボランティアについて、自治会の加入率が非常に減ってきている。地域福祉の力が落ちていると思う。福祉の力が落ちているということは防災の力も落ちているということだと思う。今回の取組の中に、自治会の加入率を促進するような施策が全く書かれていないが、厚木市はどのように考えているのか。	【市民福祉部】 昭和 50 年代は自治会の加入率は98.0%ぐらいありましたが、今年度は約51.0%と約半分の方が自治会に加入していない状況になっています。地域の絆というのは非常に薄れてきていると思います。災害時の助け合いや共助の部分というのが問題になってくると考えています。 加入率が低く、担い手もないという中で、自治会長の方や役員の方の負担も重くなっておりますので、役員の方の負担軽減を図っています。地域の活動よりも市からの依頼が多いというご意見をいただいておりますので、全庁的に、自治会長に依頼すべき内容なのかを市民協働の担当課がしっかりと振り分け、自治会以外でできることは依頼をしないという取組をしています。 また、電子回覧板を導入したことで、回覧が止まることなくタイムレスに情報を知

		ることができ、現在は約 30 自治会で導入しています。 この福祉・防災に関して、自治会の役割は重要です。入らなくても困らないと考える方も増え、高齢で地域の役を担えないため自治会を辞められる方もいらっしゃいます。役を担えない方は順番を飛ばしていただくなどの柔軟な対応をしていただきながら、自治会加入率の低下に歯止めをかけたいと思っています。 地域福祉計画にはっきりとは記載してありませんが、市民協働の担当課とも連携して計画を作っておりますので、この部分については、対応してまいります。
19	【地域福祉計画】 他の自治体では市民が自治会に加入することを努力義務として条例に定めているところがある。厚木市としては、そういった姿勢を示すことはしないのか。条例で努力義務があるからと加入率が上がるとは思えないが、市として自治会に対して強い意志を持っていると表明されてもよいのではと思う。	【市民福祉部】 強制ではなく、あくまでも努力義務ということで条例を制定している自治体も近隣にあります。姿勢を示すという意味では重要なことだと思います。 自治基本条例という厚木市の中で最上位の計画になりますが、その中の地域コミュニティ団体という位置づけの中の自治会というものをもっと全面に出し、最上位の条例で何か謳えないかと市民協働の方では考えているようです。 地域福祉計画でもそうですが、様々な場面で自治会のPRをしていくこと、まちづくりの条例では、マンションができれば、不動産屋やデベロッパーの方は、自治会に加入してもらえるように協力をしなければならぬという努力義務を課すなど、全庁的に課題になっていることですので、あらゆるところで支援に取り組んでまいります。